

資料編

境港市環境基本計画

2022-2026

(令和4年度-令和8年度)



令和4年3月

境港市

目次

1. 境港市における環境保全のあゆみ（年表）	1
2. 事業所アンケート調査結果	2
3. 境港市環境基本条例	9
4. 計画策定の経緯	14

1. 境港市における環境保全のあゆみ(年表)

年	出来事
昭和 39(1964)年	し尿処理場設置
昭和 41(1966)年	境港市塵芥焼却場(30t/日)設置
昭和 47(1972)年	社団法人境港水産加工污水处理公社設立
昭和 49(1974)年	境港市公害防止条例施行
昭和 50(1975)年	騒音規制区域指定
昭和 56(1981)年	日野郡日南町に水源涵養林 86ha 取得
昭和 57(1982)年	中浜緑地(佐斐神町、小篠津町)完成
昭和 58(1983)年	下水道事業開始
昭和 62(1987)年	弓ヶ浜「日本の渚百選」に選定 境港市清掃センター設置
平成元(1989)年	中海が湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼に指定
平成 2(1990)年	境港市浄化センター設置 境港市下水道センター供用開始
平成 3(1991)年	海浜清掃車「ビーチクリーナー」による砂浜の清掃を開始
平成 7(1995)年	境港市リサイクルセンター設置
平成 10(1998)年	境港市環境基本条例制定
平成 12(2000)年	環境にやさしい市役所率先実行計画策定
平成 14(2002)年	境港市環境基本計画(H13-H22)策定
平成 17(2005)年	中海・宍道湖ラムサール条約湿地に登録
平成 28(2016)年	米子市への可燃ごみ処理委託開始
平成 29(2017)年	境港市温室効果ガス排出削減実行計画(事務事業編)策定
令和 2(2020)年	ゼロカーボンシティ宣言

2. 事業所アンケート調査結果

■実施の目的及び概要

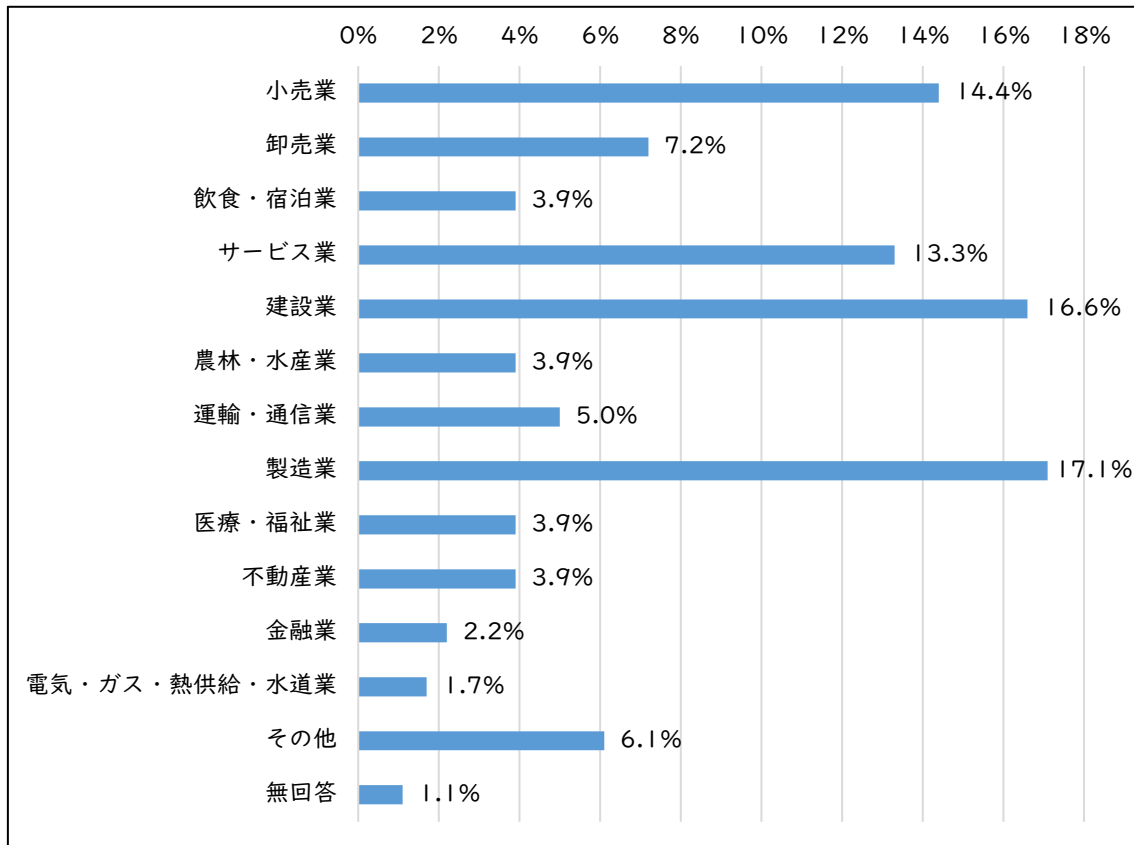
境港市環境基本計画策定の基礎資料とするため、境港商工会議所と連携し、市内事業者の環境に関する意識や取り組み状況等についてのアンケート調査を実施した。

調査期間	令和3年7月28日～8月18日
調査対象	境港商工会議所の会員の中から抽出した事業所
配付方法	FAX 又は郵送
回収方法	FAX
配付数	528件
回収数	181件
回収率	34.3%

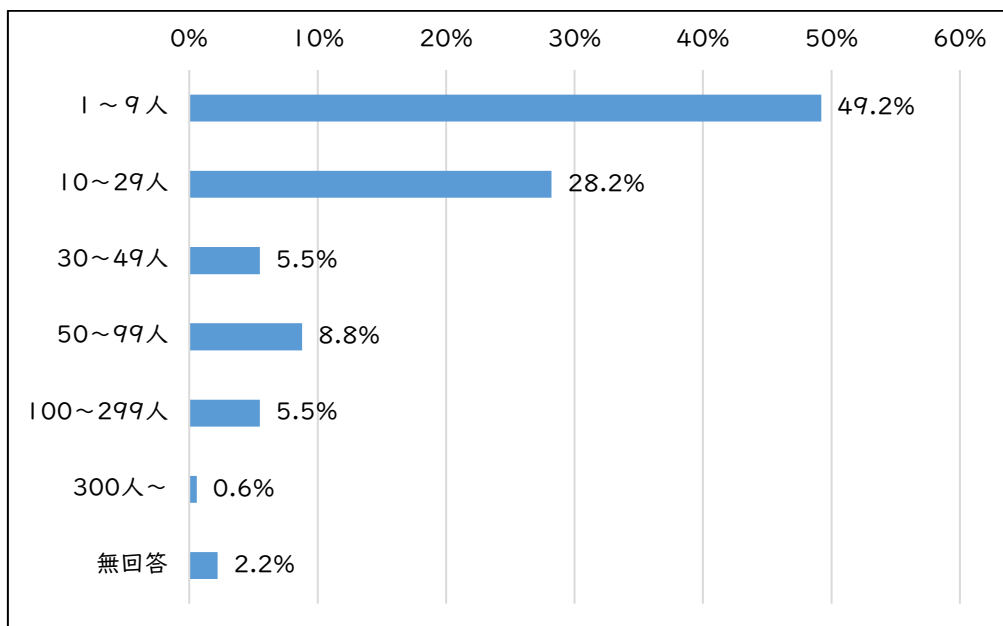
■アンケート調査結果

問1 貴事業所の概要等についてお聞きします。

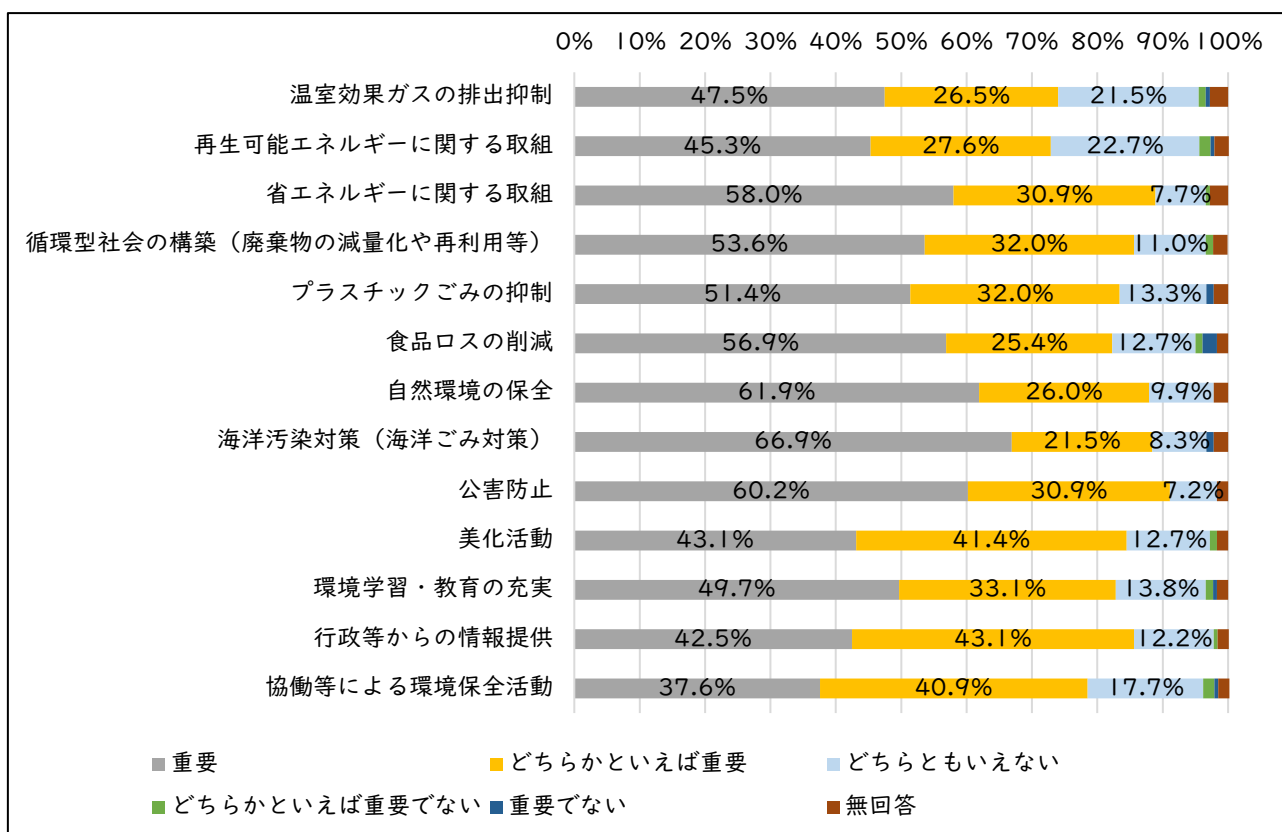
①業種



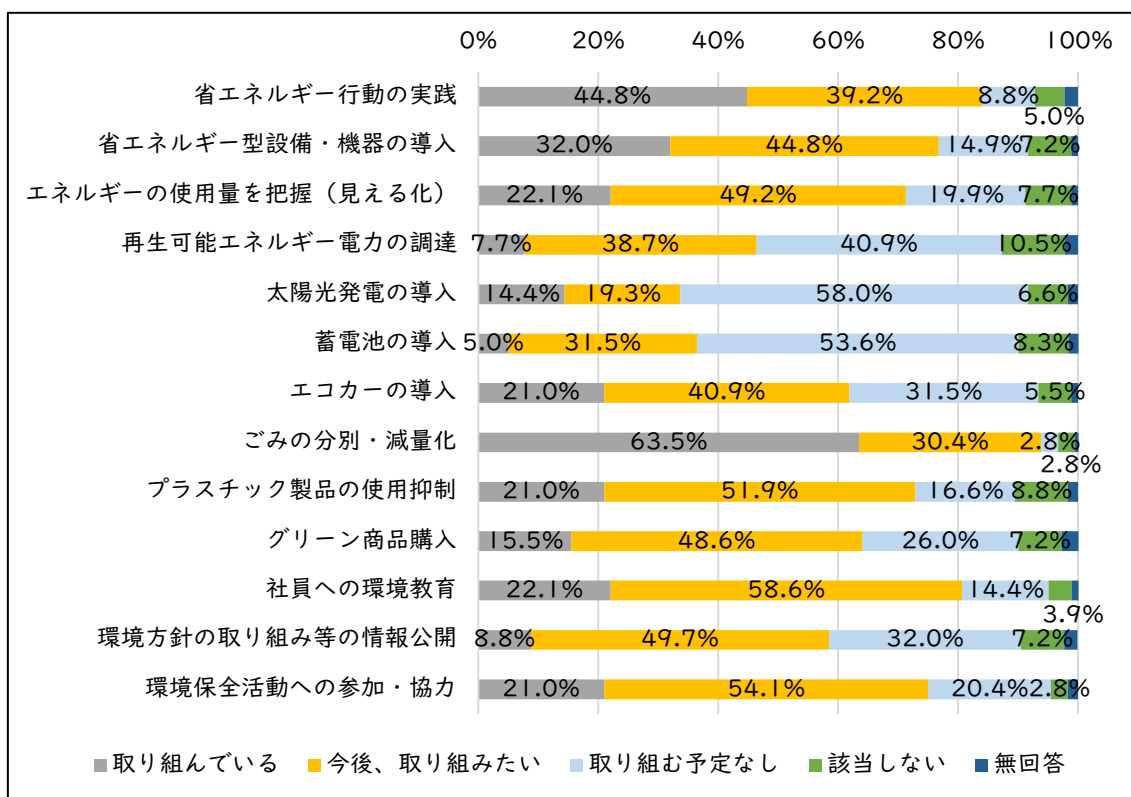
②従業員数



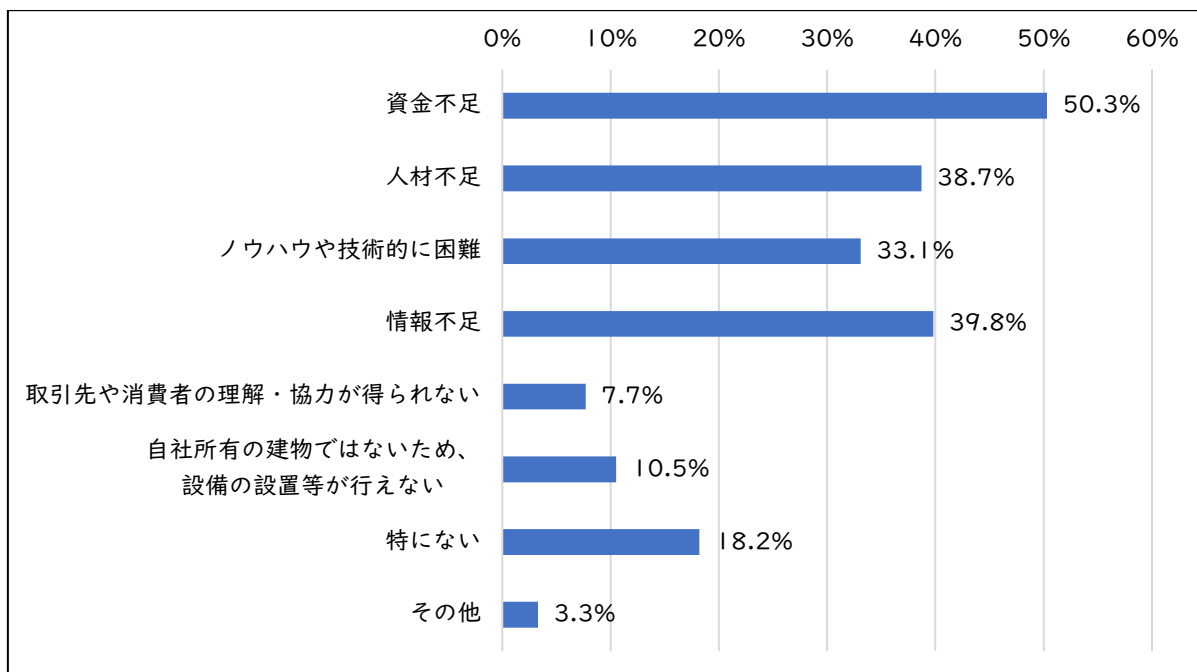
問2 環境保全等の取り組みの重要性について、次の項目ごとに貴事業所の考えにあてはまるもの1つに○をつけてください。



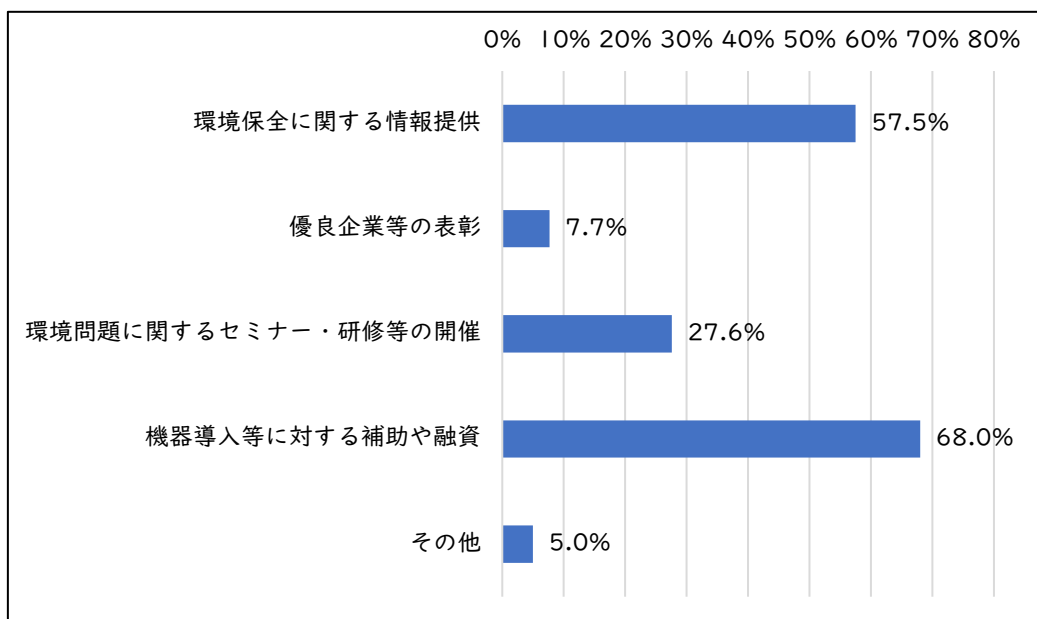
問3 環境に対する取り組み状況について、次の項目ごとに貴事業所の考えにあてはまるもの1つに○をつけてください。



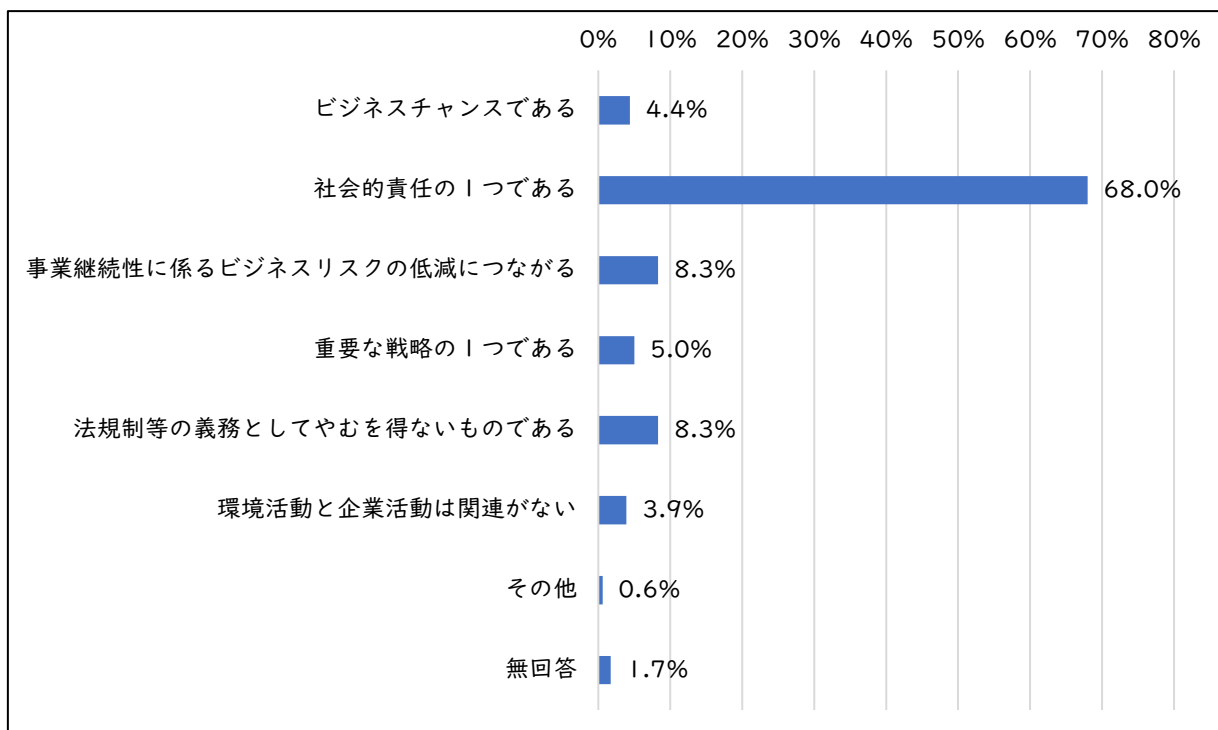
問4 環境に配慮し、事業を行う上での問題や課題について、あてはまるものすべてに○をつけてください。



問5 環境保全に取り組むことにあたり、行政等にどのようなことを望みますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



問6 貴事業所での「環境活動」の位置づけの考えについて、一番近いもの1つに○をつけてください。



問7 環境に関するご意見等がありましたら、ご記入ください。(自由意見)

<p>とても大事なことではあるが、一般化されていない。わかりやすいメリット(表彰や支援金など)を通じて企業の経営部門が認識を持つようになれば広がっていくと思われる。まだ「実務優先」が念頭にあるのでそれとの兼ね合いを考える必要がある。</p>
<p>ゼロカーボン政策にあたって、取り組みを行う業者とそうでない業者との差別化等の政策について検討いただきたい(入札・委託等)。環境に対する取り組みが誰のため、何の為の政策なのかわかりやすくしていただければと考えます。境港は日本海西側の重要なリサイクルポートになりうる条件がそろっています。ぜひとも積極的な取り組みを県と一体になって進めていかれることを望みます。</p>
<p>環境問題、環境改善にはそれぞれに費用が必要であり、社会福祉法人のように介護保険収入にて経営をしている法人では環境問題に取り組むには非常に難しい。</p>
<p>自動販売機を管理する業務を行っているが隣に設置するゴミ箱が本来は、缶・ペットボトルを回収するものであるにも関わらず、多種多様なゴミが捨てられる「ゴミ箱」となり回収する我々が処理に困る現状がある。</p>
<p>環境の改善は、下々からでなく国の行政から改善方針を企業に出して過剰包装の抑制をし、昔のように、はなから商品を買うとき、器の改善、再利用できるようにマーケットに促してほしい。海外ではそうしている国もある。</p>
<p>世界中でエネルギー消費が拡大し地球の処理能力が限界に達しております。</p>
<p>土地所有者の管理(草木が伸び放題とか)、ボランティア活動を活発にする、事務所や自宅前の道路歩道は自発的にきれいにする。</p>
<p>環境に配慮した事業活動の重要性は理解していますが、具体的にどこからスタートして、最終的にどこまでやればいいのかの目標設定の段階で迷いがあります。</p> <p>国、県も環境分野への取り組みをされていますが、これに市を加えて補助金や支援事業のダブリやミッシングがないよう領域のすみわけを行いサポートいただきたいです(行政間での横連携)。SDGsでも環境は重要なファクターになっています。県はSDGs取り組み企業への支援スキームを設けており、それによって結果的に環境への取り組み支援になっていますが市は環境を含めた企業のSDGs推進についてはどのように考えていらっしゃいますか。</p>
<p>我々の事業は廃棄物から有効成分を取り出すことを行っているため、この過程で出る廃棄物、そして使用するエネルギー、水、薬品等を削減、効率化させることは、事業を持続させるために必要。しかしながら環境保全のために導入する機器類のために製品コストが大幅に上がると、競争力が無くなり販売力が無くなるので、その点が問題。</p>
<p>河川、海洋環境に関して、より一層の整備が必要。河川：河岸整備と水路整備(大雨に対する対策) 河洋：水質保全と弓浜半島の整備(砂浜) 中海環境の保全。</p>
<p>弊社はISO14001を取得し、環境改善のために目標を設定し取り組んでいます。他社はどのような目標を設定しているのか気になります。</p>

<p>太陽光パネルの製造利用廃棄に至る過程でのトータルエネルギーはいか程なのか。プラスチックごみの再生率と回収のためのコスト比較。海洋汚染の実態と原因となる地域と自国での活動の効果等よくわからない。専門家により、相反する報告があり、判断に窮する。</p>
<p>環境に関するセミナー等を企画されましたら、また教えていただけますでしょうか。</p>
<p>個人的には、生ごみ処理機の助成金制度があるといいと思う。再利用できるものは、再利用できる仕組みができるとうれしい。(服など)</p>
<p>中海の水質浄化のため、未来守りネットワークは海藻類が腐廃する前に採取して他の有機物と混合。「海藻肥料」として各農業に使用されている。(日本初、この肥料を使用したコメが鳥取県を代表して献上米になった)(海藻米)</p>
<p>一企業だけが取り組むテーマではなく、地域全体で取り組むことが地域ブランド力を高めることとなります。その為に強いリーダーシップでけん引していただきたい。環境経営に取り組むことはビジネスチャンスとなる仕組みをつくる。脱炭素社会で先進的な地域100箇所を選出することを国が示しています。立候補すべきであります。</p>
<p>海岸通りの雑草をきれいにして下さい。相生町から交流館から堀田石油本社のあたり。セミナーが有れば参加してみたいです。</p>
<p>境港は、海に囲まれており、海の恩恵を受ける地形の為、海をきれいにし、大切にすることで様々な問題が解決できると思います。道をきれいにし、溝をきれいにし、海に流れ出る水を少しずつきれいにすることで、海がきれいになり海にすむ生物が豊かになり、海に携わる人が豊かになりそれにまつわる方々も仕事が増える。その循環を作り出し、それにまつわる条例を整備することが大切だと思います。街をきれいにすることが、まず一番初めにすることだと考えます。</p>
<p>河川、海洋のごみ増大は漁業に深刻な状況になると思う。人類が存続する為に早急に取り組むたい。</p>
<p>私達個人でできる事は大海の一滴に過ぎない事ですがもはやしなければいけない状態になっています。未来の子供たちが安心して暮らせる地球にしてバトンタッチしなければ申し訳ないです。できる事は実践したいと思います。</p>
<p>廃棄物等の再生可能エネルギーを利用し電力等を生み出すなどの施設の設置がスムーズにできるように取り組みをしてほしい。</p>
<p>環境について考え、環境との調和への配慮、地球温暖化への対策など、将来をどのような社会にするのか、とても大切な問題だと思います。できる事があれば何でも協力をさせていたきたいと思います。</p>
<p>環境に関する考え方は個々の程度問題と捉えている。経済が発展すれば環境負荷は大きくなると考える。専門家によるセミナーや討論会に興味があります。同じ学者でも全く逆の考え方を発信していたりします。どちらが正しいとかでなく、専門家の討論などで個々ができる事を考えていけば良いと考えています。</p>

地球温暖化について、地球温暖化対策は事業所のみで解決できる状況課題ではなく、各世帯共に負担すべきテーマ。

環境問題への意識について、事業所は法律、条例に基づいて対応するが、個人となった時の一人一人の意識の向上に行政が取り組んでほしい。

行政の取り組みについて、行政が積極的にグリーン認定商品を使用。企業が環境対策等に参加できる状況を作してほしい。

環境保全活動について、環境改善効果が高く費用の少ないものを絞って企業と市民と一緒に取り組むとよい。

街づくりについて、大山と日本海のある素晴らしい環境を市が筆頭に大切に、境港市が暮らしやすい居心地の良い環境であり続けてほしい。

環境保全は企業、個人が必ず取り組む課題です。行政と一緒に取り組みたい。

境港市は脱炭素社会の実現に向けて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取り組み「ゼロカーボンシティ」を表明している。そこで何点かの施策を提案します。

・産・官・学・民等、多様な主体と連携し、脱炭素の目標の共有や行動のきっかけとなる取り組みを行う。

・全市民に向けた環境教育の広報及び啓発活動を徹底する。

・地域新電力の設置等による再生可能エネルギーの有効活用や地産地消の推進。

・「環境モデル都市」及び「SDGs未来都市」を目指し、全市民参加の取り組みをオール境港で行い、地域創生に結びつける。

・地産地消型エネルギーの導入拡大、住宅・建築物の省エネ化の推進、脱炭素型ビジネスモデルの推進、水素エネルギーの普及拡大、環境エネルギー関連産業の振興など総合的かつ計画的に取り組みを推進する。

3. 境港市環境基本条例

境港市環境基本条例

平成 10 年 6 月 19 日条例第 20 号

私たちの境港市は、三方を海に囲まれた白砂青松の豊かな自然環境に恵まれ、人々は、その恵みの中で、文化を育み、長い歴史を生きてきた。この環境は、すべての市民共通の貴重な財産であり、健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。

私たち市民は、このすばらしい環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済の進展や資源浪費型の生活形態は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急激に高め、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に多大な影響を与えてきている。

さらに、今日の環境問題は、環境汚染や自然破壊が地域的なものから地球的規模へと拡大し、このまま推移すれば地球全体の環境がさらに悪化し、かけがえのない人類の生存基盤さえ脅かされることになりかねない。

よって、次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、循環を基調とした経済社会システムの実現と、自然と人との共生を基本的な考えとし、本市にかかわるあらゆる人々が協同して環境に配慮した行動をしていかなければならない。

このような認識の下、豊かな自然や歴史、文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において市民が共有できる健康で快適な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で快適な環境の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、地域の特性を生かし、すべての市民が健康で快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境及び自然と人が共生する環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、事業活動及び日常生活における着実な取り組みと国際協力により積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境白書の作成)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした環境白書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

(環境施策)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 自然と人との豊かなふれあいを保つため、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭その他のものによる環境の保全上の支障を未然に防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 豊かな自然の恵みを享受するため、海岸、河川、農地等における多様な自然環境を適正に保全していくこと。
- (3) うるおい、安心とやすらぎのある都市環境を創造するため、緑や水系を生かした都市施設の整備、良好な都市景観の確保、自然災害に強い安心で住みよいまちづくり等を総合的かつ計画的に図ること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される施策の推進に努めること。
- (5) 地球環境保全に資する施策の推進に努めること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ境港市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、事業者及び市民又はこれらの組織する団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の推進並びに啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第11条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条の環境教育の推進並びに前条の市民等の自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に資するため、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、関係行政機関及び市民等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

第15条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策について、国、他の地方公共団体、行政執行法人等と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全への取り組み)

第16条 市は、国、他の地方公共団体、行政執行法人等と協力して地球環境保全に資するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 境港市環境審議会

(設置)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、境港市環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第22条 審議会は、会長が委員に諮り部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(意見の聴取)

第23条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第24条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会及び部会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、会議に出席して意見を述べるることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、環境衛生課において処理する。

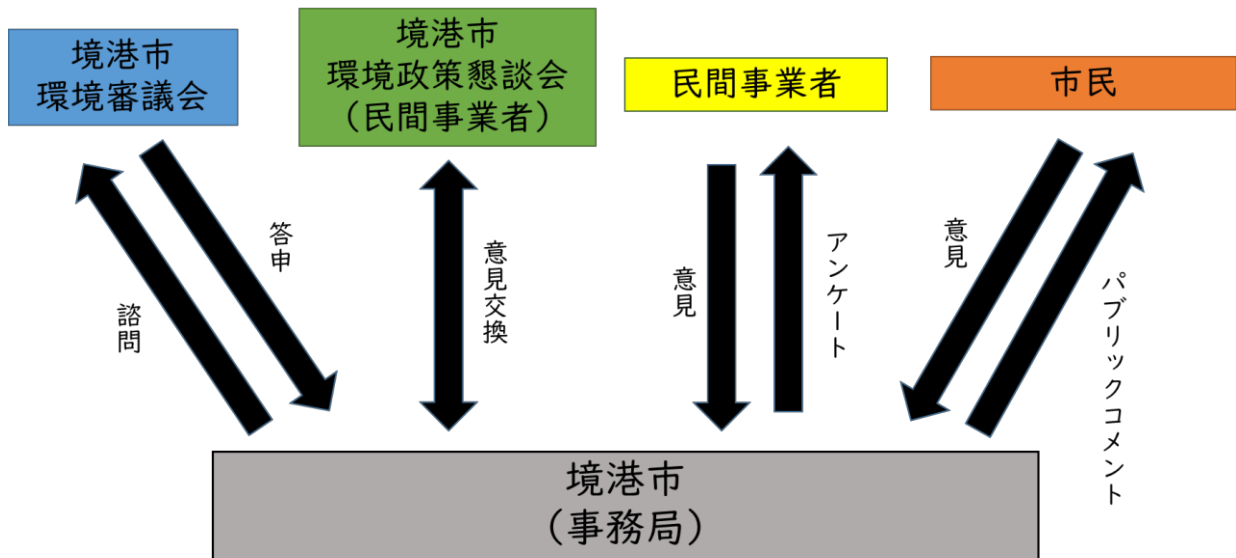
(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 省略

4. 計画策定の経緯

■ 計画策定の体制



■ 境港市環境政策懇談会

境港市環境基本計画の策定にあたり、民間事業者と十分な意見交換を行い、計画内容に意見を反映させるため、境港市環境政策懇談会を開催した。

■ 事業所アンケート調査

境港市環境基本計画策定の基礎資料とするため、境港商工会議所と連携し、市内事業者の環境に関する意識や取り組み状況等についてのアンケート調査を実施した。

(詳細は、事業所アンケート調査結果参照)

■ パブリックコメント

意見募集期間 令和4年1月28日～令和4年2月28日

資料公開場所 境港市清掃センター、市役所本庁舎、各公民館、なぎさ会館、
しおさい会館、境港商工会議所、市ホームページ

意見提出者数 9人(39件)

■策定経過

年・月・日	内容
令和3年6月2日	第1回環境政策懇談会
令和3年7月27日	第1回環境審議会 市長から環境審議会へ諮問
令和3年7月28日	事業所アンケート調査（7月28日～8月18日）
令和3年9月28日	第2回環境政策懇談会
令和3年10月27日	第3回環境政策懇談会
令和3年12月17日	第2回環境審議会
令和4年1月17日	第3回環境審議会
令和4年1月28日	パブリックコメント（1月28日～2月28日）
令和4年3月24日	第4回環境審議会
令和4年3月28日	環境審議会から市長へ答申

■境港市環境審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

所属	氏名	備考
境港商工会議所女性会	岡田 礼子	
鳥取県漁業協同組合境港支所	赤井 栄作	
鳥取県西部農業協同組合境港支所	宮本 和博	
島根大学	管原 庄吾	
米子工業高等専門学校	伊達 勇介	会長
境港市自治連合会	足立 勝美	
とっとり環境教育アドバイザー	山本 貴之	副会長
キャンドルナイト in 境港実行委員会	黒田 真美	
境港市女性団体連絡協議会	足立 光枝	
境港市食生活改善推進員会	福島 正子	
境海上保安部	井端 立夫	
境港管理組合港湾管理委員会事務局	小西 大幸	
鳥取県水産試験場	石原 幸雄	
鳥取県西部総合事務所環境建築局	木村 雄二	

(任期：令和3年7月27日～令和5年7月26日)

■境港市環境政策懇談会参加者名簿

(順不同、敬称略)

所属	氏名
三光株式会社	三輪 昌輝
有限会社環建	渡邊 昇
オキイ清掃有限会社	岡村 真充
株式会社渡辺商会	渡辺 三矢
ローカルエナジー株式会社	森 真樹
合同会社境港エネルギーパワー	柴田 秀信
山陰アシックス工業株式会社	宮内 伸人
堀田石油株式会社	前田 佳彦
境港商工会議所	庄司 亨

境港市環境基本計画 資料編

令和4年3月策定

発行 境港市 市民生活部 環境衛生課

〒684-0041

鳥取県境港市中野町 2080 番地

(境港市清掃センター)

TEL 0859-47-1060

FAX 0859-44-0960

Email kankyo@city.sakaiminato.lg.jp